脱法行為はいけない　寺尾議員
労務者を養うために　矢鋪議員

（第一面から）

矢鋪議員　寺尾氏は五月二十日に町長にたいして、諸業建設は三十六年設立を完記して休業していたが四十二年五月から法人として経営すると届出たが、以前の二二年の工事量は個人の数字か、会社との関係をどう考えるか

竹内委員長　寺尾氏と連絡がつかず提出を直接本人からきいていない、機会がなかった

国安議長　質疑を終結する寺尾議員が弁明したいというのでこれを許す

寺尾副議長　私のために役所おそくまで心苦しく思っている前回矢鋪議員から指摘があった点について申し上げたい、三十六年に法人組織した寺尾建設工業有限会社は休業していたというが私は一口なりとも営業権なく営業できない、税務署関係もすむと思っていたら手続きがいるのを知らなかった、休業は税金のことで営業のことでない、つぎに元請け下請けの関係は本人同士の問題でどうこういえない、つぎに本年度から町は一千万円以下は町内業者が重点となっ、いままで下請けで私が入らないので会社にしたのではないかとのことだが、私は一昨年から届出書類を頼んでいた、工事経営に全部のせてはいない、本人の随意である、委員長から文書が参ったので調べ易いところを二、三カ所あげて報告したがそれ以外に仕事は多くやっている、冬期間は休業せず会社は一月から十二月三十一日までやっている

松台議員　届出を五月二十日にした趣旨をききたい

寺尾議員　会社と個人との税金の関係を手続きしていなかったのでこのことしやった、私の報告が少い算だというが和光も湖井も物置をつけるか来年にするか残っているのでかい算の名称を使った、次々に出てくるので四十二年の最終金額は十二月三十一日ならないと決定しない

鈴木議員　特別委員会は本人の自粛というが寺尾氏は自粛する気持があるのか

寺尾副議長　その点自治法のものと憲法のものとをあわせて考えなければならない、憲法論議はしないが、仕事をする関係上労務者がおり、町の仕事をしなくても仕事は沢山あるが旅へ出たからないので養ってゆくために町の仕事をやらせて頂きたい、なるべくこんどは民間の事業量の半分とは考えないで四〇％なり三〇％にしたいと申し上げる

矢鋪議員　三十六年三月に会社を設立いらい会社として仕事をしてきたのでなく、昨年の道営住宅を遊佐組でしたが町の仕事は一切遊佐組である　水源池の工事も遊佐組である、なぜ遊佐組としたか、法人なら法人税を納めなければならない、町民税の法人税を申告しなかったのか、法人の納税義務を怠っていて脱法的にやっている、生活にかかるというが仕事をすれば自治法にふれる、脱法行為と批判されても仕方がない、建設業法によって一括下請けは禁止されている、元請け人が発注者の注文によらなければならない、寺尾氏が入札に参加し契約し工事をやり遊佐組からだれもこない、議会にたいして批判がある、自治法九十二条の二の立法精神はどうか生活がかかっているからやる、片一方では法人の納税を怠っている

寺尾副議長　遊佐組のやっかいになっているので法人になってすぐやらず恩返しで遊佐組の下請けをしたのは仁義の精神である、法人税を納めなかったのは税務署から町自体が税金をかけるものと思っていた、私は税金を滞納したことはなく毛頭ゴマカス精神はない、気がつかなかった、元請け下請けの関係は私だけの問題である

採決は九対七で

矢鋪議員　いまの釈明は町税条例を知らないでいる、税金は申告納税で申告義務を怠れば罰則もある、法人税を払う意志があるかないか

寺尾副議長　いま五十万円払えといえば五十万円、百万円といえば百万円払う、ことしから切り替えてやましいことはない、疑いがあれば調べて頂ければわかる

（ここで寺尾氏の退場を求めー）

国安議長　これから討論に入る、資格を有すると思う方から

松台議員　委員長の報告書問などから寺尾議員はやめなければならないとは考えない、自治法の精神からなるべくやらない方がよいが道義的な問題で、本人が自粛して五〇％までやる意志がないので資格はある

国安議長　資格がないとする方は―

矢鋪議員　この問題は私個人として四十年に支庁　行政監察局に見解を求め竹内議員に自粛を申し入れた、生活がかかっているというが監査委員、稗殺委員長として町政を牛耳る実権を三つ握ってやっていた、一町民でなく解決する意志で町議に出さして頂いた同志から地区労からも推薦候補の足を引っ張ることはないといわれた、しかし議員として公的な立場で町民の支持を得て法の解釈を公正に判断して町民の信頼に応えるべきである、町民に信頼される議員でなければならない、なぜ委員長報告が自粛とアイマイになったのか、支庁へいっての指導に反した決定でゆけるか、資格を認めることはできない

渡辺議員　動議として、寺尾氏の釈明と矢鋪氏の意見で調査は不充分なのでさらに調査したい

（この動議に賛成なく不成立）

国安議長　討論を終結する採決の方法は無記名投票にしたい

矢鋪議員　動議として、記名投票でおこないたい

この動議に五名の賛成があって成立、ここで記名投票に賛成か反対かを無記名投票によって投票の結果、十対五で無記名投票に決定

ついで寺尾議員に議員の資格があるかないかを無記名投票によって採決した結果

ある　九票　なし　七票

で寺尾議員は資格ありと決定しました。

つづいて佐々木議員の資格審査について竹内特別委員長から報告があり、小利別から六キロの町有林の新植作業に従事する市街地婦人などを運んだ佐々木氏のガソリン代などを人夫賃として町が支払ったもので、違法だが時期的に止むを得なかったし、その後この方法は是正したとの報告によって、佐々木氏の資格を満場異議なく承認　午後十時三分に閉会しました

あらゆる金物・建材一式
マルイチ　新海金物店
新海文雄
足寄駅前　T 28

和洋御菓子
丸屋
山陰菓子店
陸別町東一条　T 55

旅先の我が家
宮崎旅館
陸別町大通り
T 6

和洋御菓子
竹内菓子舗
竹内千代蔵
陸別駅前　T50

謹賀新年

カメラ　ハミリ　写真材料
上野カメラ堂
上野復興
足寄駅通り　T 四二〇

LPガス　灯油　ガス器具
矢野燃料店
矢野英司
足寄町東1区　T406

塗装一般/諸看板　肖像画
百亭工芸社
稲垣百亭
足寄町大通り　T 266

自転車のことなら
渡辺自転車商会
渡辺有賢
足寄駅通り　T149

たばこ　食料品　菓子
果実　日用品　雑貨
加藤商店
足寄町南四区　T212

福士製麺所
福士惣一
足寄駅前　T171

婚礼　見合
川村写真舘
川村浩之
足寄町道銀横　T445

印判　メガネ電気器具
田口時計店
田口由夫
足寄駅前　T110

家具　建具　一式
新沼商店
新沼芳雄
足寄町駅通り　T 102

酒類　たばこ
米穀　雑貨
青木商店
青木收
足寄町ラワン　T(持)三〇一甲

鮮魚と食料品
鳴海商店
鳴海一郎
足寄町上利別駅前

株式会社　麻生商店
有限会社　麻生商事
足寄町　T 一七　五八　一一七

スドー式　吹上カッター　フィードグラインダー
ハンデコンベヤー　ヘーエレベーター
有限会社　須藤農機製作所
取締役社長　須藤助直
足寄町中央区　T 一五〇

田谷荷機工業株式会社
取締役社長　大延偉三
足寄本社工場　T五三・四四一　社長宅足寄T一二四一
足寄第二工場　T四四〇　釧路工場　T㊂六六二一

特許
アクツ式　カルチベーター　アジヤストプラウ　二大製品
足寄農機具工業株式会社
取締役社長　安久津義人
本社　足寄町　T一三〇・四五一　社長宅T四五二
帯広出張所　T三一四七九二　幕別　T二五四七

北海道免許十26号
足寄不動産事務所
不動産についての御相談は
調査、売買、あっせん、管理、分譲代行、登記、損害保険代理まで
同和、興和火災保険代理店
足寄町本通り三丁目　T三四五